

一般事業主行動計画

平成 29 年 11 月 29 日

日興美装工業株式会社

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 31 年 11 月 30 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：子育てを行う社員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境を整える。

<対策>

●平成 30 年 1 月 ～

子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進及び育児休業中の待遇及び育児休業後の労働条件に関するパンフレットを作成し社員に配布

●平成 31 年 4 月 ～

育児・介護休業法を上回る下記のいずれか一つ以上の措置を実施

- ・ 3 歳以上の子を養育する社員に対する所定外労働の免除
- ・ 3 歳以上の子を養育する社員に対する短時間勤務制度
- ・ 始業・終業時刻の繰上げまたは繰下げの制度

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

●平成30年1月 ～

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、社員に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備のため下記を実施する。

- ・ 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- ・ 相談窓口を設置する

●平成30年7月 ～

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として下記を実施する。

- ・ 男性の育児休業取得を促進するため、就業規則や育児介護制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- ・ 社員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項に関するパンフレットを作成し社員に配布

●平成31年1月 ～

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児給付金、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知のためにパンフレットを作成し社員に配布